

議案第 88 号

狭山市防災会議条例及び狭山市災害対策本部条例の一部を改正する条例
(狭山市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 狭山市防災会議条例(昭和 39 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 1 項中「35 人」を「40 人」に改め、同条第 5 項第 5 号を次のように改める。

(5) 埼玉西部消防組合の消防署長及び市の消防団長

第 3 条第 5 項第 6 号中「前号以外の」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第 3 条第 6 項中「前項第 4 号」の次に「及び第 6 号」を加える。

(狭山市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 狭山市災害対策本部条例(昭和 39 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中狭山市防災会議条例第 3 条第 5 項第 5 号の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の所掌事務及び委員の規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。